四街道市みんなで地域づくり指針

（案）

令和９年　月改訂

四 街 道 市

目　次

１．指針改訂の背景・経緯・趣旨　・・・　1

（１）指針改訂の背景
（２）指針改訂の趣旨

２．指針策定の目的　・・・　2

（１）指針策定の目的
（２）用語の使い方
（３）指針の位置づけ

３．みんなで地域づくりの基本原則　・・・　5

４．みんなで地域づくりの考え方　・・・　6

（１）市の役割
（２）みんなで地域づくりの分野

５．みんなで地域づくりの方向性　・・・　9

６．みんなで地域づくりのさらなる推進のために　・・・　10

１．指針改訂の背景・趣旨

（１）指針改訂の背景

平成 20 年９月に前指針を策定後、これまで本市では、みんなで地域づくりを推進するため、平成 22 年９月に地域づくり（市民活動）を支える拠点として「四街道市みんなで地域づくりセンター」を開設したほか、平成 24 年９月には多様な主体の地域づくりを財政面からサポートするため、「みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）」を開始するなど、みんなで地域づくりを推進する体制を整えてきました。

少子高齢化や人口減少の進行により、医療・介護需要の増加や労働力の縮小、地域のつながりの希薄化等、社会情勢は大きく変化しています。また、限られた財源の中で、市民ニーズや地域課題は多様化・複雑化しています。

一方、地域課題を自主的に解決しようとする市民の関心も高まっており、市民は単なるサービスの「受益者」であるだけでなく、市民、市民団体、企業等、学校の多様な主体が公共領域の担い手となり、対等な立場で市とともに地域課題解決に向けて取り組む「みんなで地域づくり（市民協働）」の必要性と重要性が高まっています。

また、令和６年度を開始年度とする「四街道市総合計画（第１期基本計画）」においては、多様化する地域課題に柔軟に対応し、施策を効率的に進めるための『4 つのまちづくりの推進力（エンジン）』の一つとして「市民協働」が位置付けられ、多様な主体との連携によるみんなで地域づくりのさらなる推進を目指しているところです。近年、国においても多様な主体が対等な立場で連携して地域の価値を高める「共創（Co-creation）」の考え方が広まりつつあります。本市においても、これまで進めてきたみんなで地域づくりの取組を基盤としながら、多様な主体が連携して、新たな価値を共に創りだす「共創」へと発展させていくことが求められています。

前指針においては、みんなで地域づくり（市民協働）を定着させるために、条例化を図ると結んでいます。現在、みんなで地域づくりの考え方や仕組みは、これまでの取組みにより、多様な主体や市の間に広く根付いてきました。そのため、多様な主体が協働の理念や方向性を共有し、社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応していくためには、条例制定ではなく、本指針に基づく自主的な協働をスピード感をもって推進していくことが重要となっています。

以上のことから、みんなで地域づくりの基盤が整い、地域を取り巻く環境の変化や新たな総合計画が策定される中で、改めて現在の実態に即した指針にするため、改訂に至りました。

（２）指針改訂の趣旨

本改訂は、みんなで地域づくりの基本的な理念や考え方を引き継ぎつつ、指針の位置付けや対象となる領域、現状と課題、そして今後の方向性などを改めて整理し、時代や地域の実情に即したみんなで地域づくりの推進のために行うものです。

２．指針策定の目的

（１）指針策定の目的

この指針は、多様な主体と市が相互理解と信頼関係を築きながら、対等な立場でみんなで地域づくり（市民協働）を推進するための基本的な考え方を定めるものです。

（２）用語の使い方

①市民等

四街道市内に住んでいるもの、市内に通勤・通学するもの、その他市内で行われる地域づくりに参加する個人をいいます。

②市民団体

地域づくりの活動を自主的・継続的に行う非営利活動団体をいいます。

※市民団体には、特定非営利活動法人（NPO 法人）、法人格を持たない NPO、ボランティア団体、自治会、文化・スポーツ団体などがあります。

なお、特定の範囲の者で行われるサークル活動、同窓会、親睦会、趣味の会などは、市民団体に含まれませんが、地域課題解決に貢献する活動に広げることで市民団体に発展します。

③企業等

企業や市民団体以外の公益法人、社会福祉法人、その他の法人格を有する団体をいいます。

④学校

各種教育機関をいいます。

※学校については、地域と連携した教育活動（地域学校協働活動等）を通じて、みんなで地域づくりを担う主体の一つとなります。

⑤多様な主体

市民等・市民団体・企業等・学校をいいます。

⑥市

四街道市のことをいいます。

⑦地域づくり（市民活動）

地域社会の発展や課題解決に貢献することを目的に、多様な主体が自発的な意思によって、魅力ある地域の創造に取り組むことをいいます。

⑧みんなで地域づくり（市民協働）

　地域づくりを実施する多様な主体と市が、お互いの特性を理解し、対等な立場で目標を達成するために協力することをいいます。

⑨協働

　地域づくりを実施する多様な主体と市及び多様な主体同士がお互いの特性を理解し、対等な立場で協力することをいいます。

【みんなで地域づくりのイメージ図】

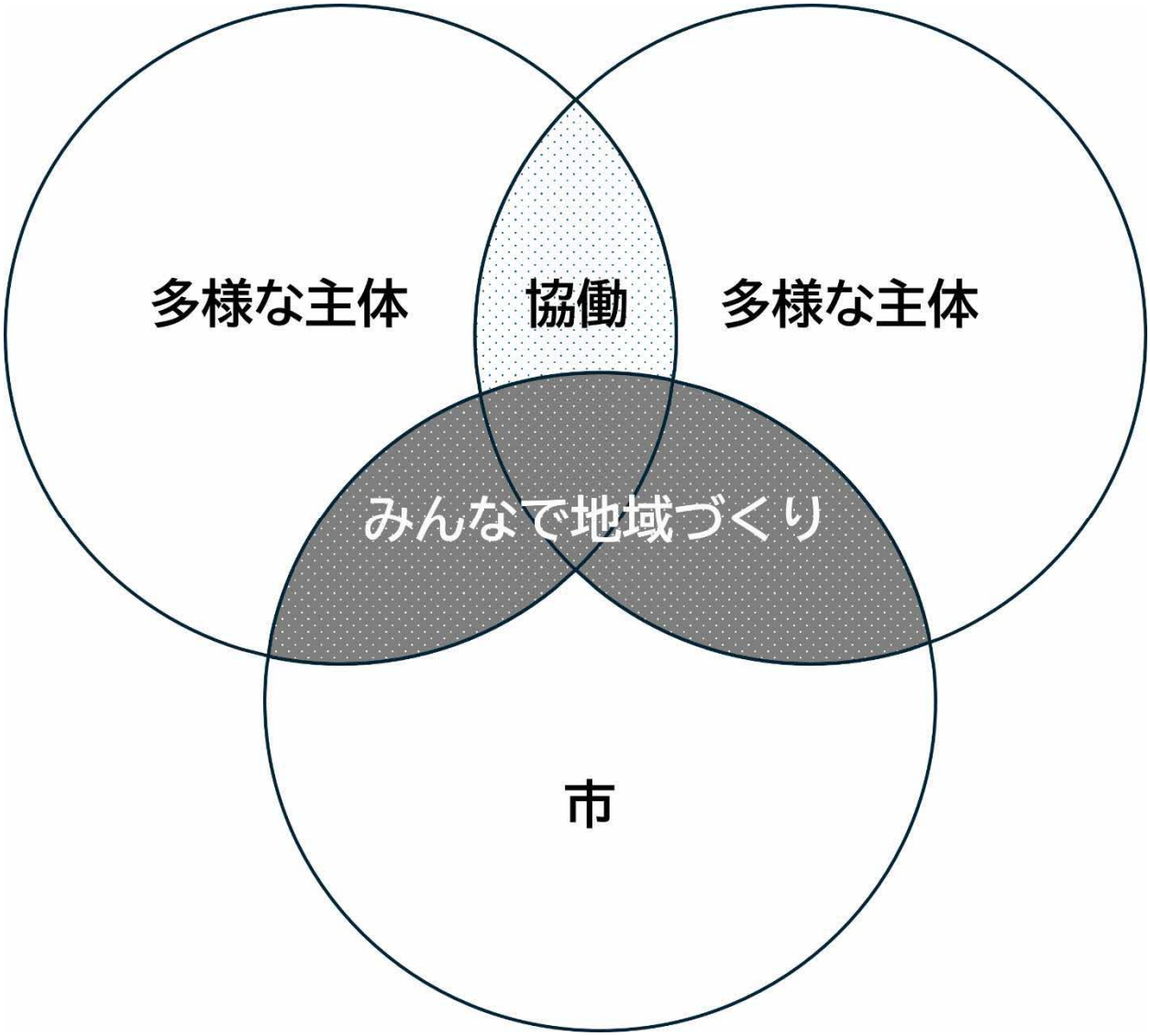

【凡例】

ドット部分：協働

グレー部分：みんなで地域づくり

（３）指針の位置づけ

四街道市総合計画基本構想では、「幸せつなぐ　未来への道しるべ-Yotsukaido Happy Road-」を新たなまちづくりの方針とし、令和６年度を初年度とする四街道市総合計画第１期基本計画では、多様化する地域課題に柔軟に対応し、計画に基づく施策をより効率的に進めるために、まちづくりの推進力（エンジン）として、４つのエンジンを掲げており、その１つに「市民協働」があります。

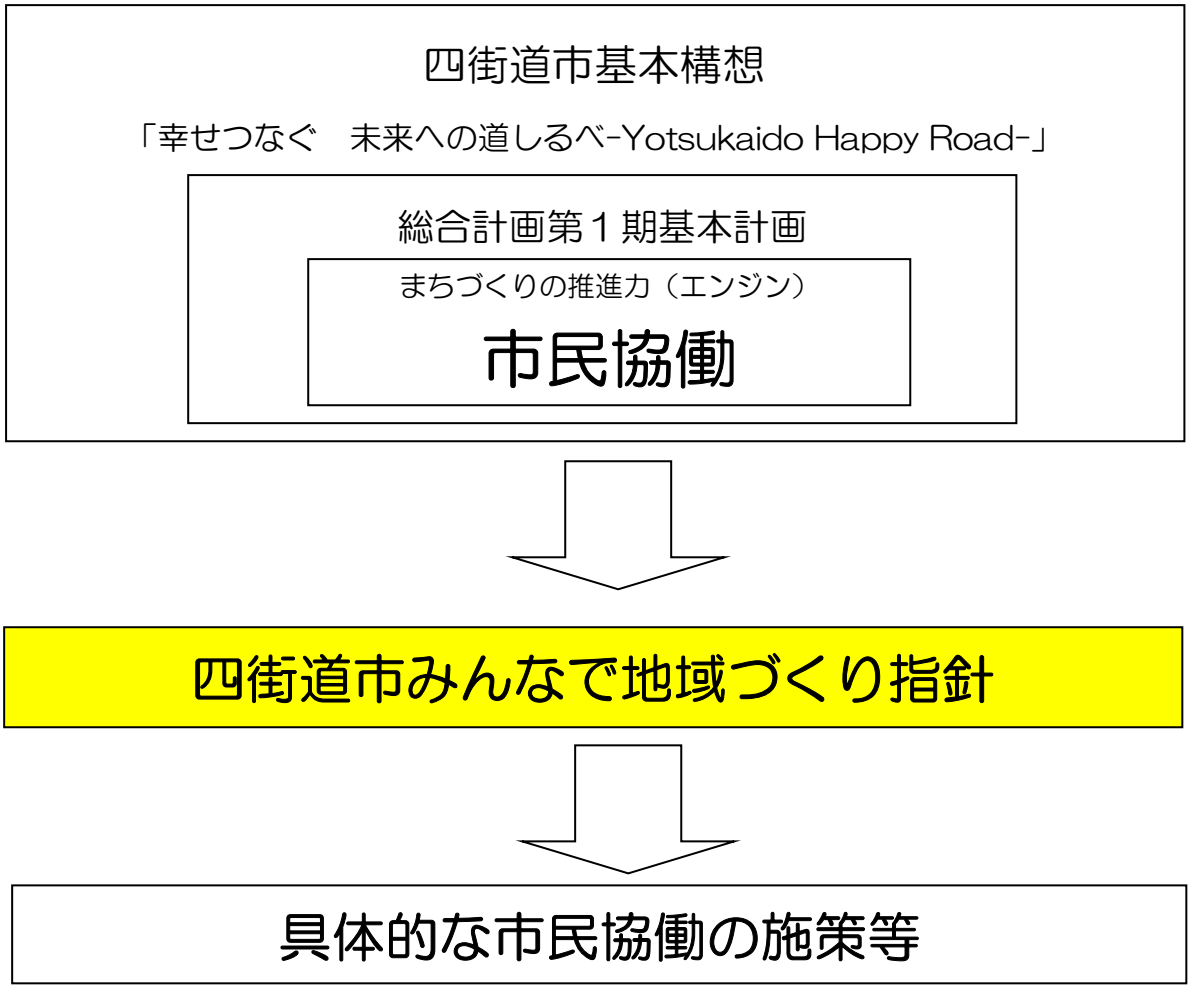

３．みんなで地域づくりの基本原則

みんなで地域づくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

（１）自主性・自立性

多様な主体と市は、それぞれの自主性と自立性を確保し、自らの責任のもと互いの力を十分に発揮すること。

（２）相互理解

多様な主体と市は、それぞれの立場や役割を理解し、尊重し合うことで、よりよいみんなで地域づくりの関係を構築すること。

また、お互いの足りないところは助け合い、補完し合いながら双方の役割を果たすこと。

（３）目的の共有

多様な主体と市が地域の課題を認識し、「何のためにやるのか」という目的を共有すること。

（４）対等な関係

多様な主体と市の一方が主体で他方が従属するような関係ではなく、対等な相互協力関係に留意すること。

また、対等な関係の中にも、適切な役割分担と責任の所在を明確化し、互いに緊張感を持って事業を展開すること。

（５）情報の公開・共有

みんなで地域づくりに関する情報を適切に発信・共有し、透明性を確保するとともに、多様な主体と市が必要な情報を共有すること。

（６）他人事から自分事へ

多様な主体と市は、地域の課題を「誰かがやってくれる」という他人事とせず、「自分たちのこと」として主体的に捉え、地域づくりに取り組むこと。

４．みんなで地域づくりの考え方

（１）市の役割

みんなで地域づくりには、次に掲げるようなさまざまな市の役割があります。事業の企画・立案や実施にあたっては、個々の事業の目的や内容に応じ、適切な役割を選択します。

役割	内容	効果
補助・助成	多様な主体が主導して行う事業に対し、市が資金的支援を行います。	多様な主体の自主性・自立性を促し、事業効果を高めることができます。
後援	多様な主体が主導して行う事業に対し、その主旨や目的が市の承認の基準に該当する場合、後援名義の使用を認めます。	市が後援を行うことで多様な主体の社会的信頼が増すとともに事業への理解・共通認識を深めることに結びつきます。
共催	多様な主体と市が、共に主催者となって事業を行います。 多様な主体と市が実行委員会や協議会を設置し事業を行うことも共催となります。	事業の企画・立案段階から多様な主体の提案や意見を取り入れることができます。
事業委託	市が主導して行う事業を、多様な主体に委託します。 多様な主体と市が、事業の目的を共有するとともに、役割分担を明確にした上で事業を実施します。	多様な主体の柔軟性や専門性などの特性が発揮され、先駆的な取組みや多様なサービスが実現します。
事業協力	多様な主体または市が主導で行う事業に対して他方が、互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係の下、協力して事業を行います。	多様な主体と市が、課題を共有しながら、互いの特性や得意分野を生かすことにより、効果的な事業の実施が可能となります。
情報交換・情報共有	多様な主体が主導して行う事業および市が主導で行う事業に対し、互いに情報提供、意見交換をいます。	情報を共有することで、地域の課題や新たな市民ニーズの発見につながります。

（２） みんなで地域づくりの分野

みんなで地域づくりを実施する分野で最も参考になる例として、特定非営利活動促進法第２条第１項に定める別表には、特定非営利活動の種類として下記の活動が掲げられています。

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
②社会教育の推進を図る活動
③まちづくりの推進を図る活動
④観光の振興を図る活動
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
⑦環境の保全を図る活動
⑧災害救援活動
⑨地域安全活動
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動
⑪国際協力の活動
⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
⑬子どもの健全育成を図る活動
⑭情報化社会の発展を図る活動
⑮科学技術の振興を図る活動
⑯経済活動の活性化を図る活動
⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑱消費者の保護を図る活動
⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※特定非営利活動促進法別表（第二条関係）より
※各分野における四街道市内での具体的な活動の例については、「コラボ四街道ガイドブック」等で紹介しています。

５．みんなで地域づくりの方向性

昨今の行財政を取り巻く環境の変化を考えると、みんなで地域づくりの重要性は一層高まるものと考えられます。

みんなで地域づくりを推進するためには、多様な主体と市が新たな分野で連携することが求められています。多様な主体と市が新たな分野の基盤づくりをしていくために、みんなで地域づくりが必要不可欠なものであることを強く認識し、従来「市が行うべき」と考えられてきた分野でのみんなで地域づくりの可能性について検討し、より効率的な行財政運営に取り組むことが必要となります。

しかし、現在のところみんなで地域づくりの推進に向けた体制や連携は広く根付いているものの発展途上にあり、「みんなで地域づくり」という言葉がひとり歩きして、認識の相違を生む恐れもあります。また、地域づくりを実施する主体には、担い手の固定化や高齢化、活動資金や活動場所の確保の難しさなど様々な課題がある一方、市においても、組織の枠を越えた柔軟な対応や、情報共有のあり方などに課題があります。こうした状況を踏まえ、今後目指していくべき方向性を次のように整理します。

（１）多様な主体とみんなで地域づくりの考え方の方向性

・みんなで地域づくりの考え方について、多様な主体と市や多様な主体同士での共有を図り、理解を深めること。

（２）多様な主体側の方向性

・自立性、透明性、持続性の向上を図ること。
・活動の目的と公共性を明確にすること。
・活動の場を適切に管理・運営すること。
・活動資金の安定的確保を図ること。
・多様な主体同士のネットワーク化を進めること。
・市が行う支援策等を適正に活用すること。

（３）市側の方向性

・職員の意識改革を徹底すること。
・みんなで地域づくりがふさわしい事業は、積極的にみんなで地域づくりで実施すること。
・情報の提供や公開を積極的に進めること。
・地域づくりの自主性を尊重しながら、活動内容に関する広報協力など活動を促進する適切な支援を行うこと。
・市民のアイデアを積極的に取り入れること。
・組織の枠を越えた連携体制づくりを進めること。

６．みんなで地域づくりのさらなる推進のために

四街道市では、これまでも講座の開催や市民からの提案を活かした事業化など、様々な形でみんなで地域づくりが実践されてきました。これらの実績を踏まえ、市では次の事項の取組みの強化を図ります。

（１）意識改革・人材育成

①地域づくりを担う人材育成の観点により、地域づくりに参加したことがない人に対しては、地域づくりに参加する人の裾野を広げることや地域づくりの関心を高めるための講座を、また、既に活動している人に対しては、企画力などの能力向上を図る講座を、みんなで地域づくりセンターの主催によりそれぞれ開催します。

②市職員に対しては，みんなで地域づくりの考え方や進め方の研修等を通じて共通認識を図ることで、柔軟な推進体制を整備します。また、コラボ四街道の募集時に担当課と意見交換をすることにより、みんなで地域づくりの意識の醸成を行います。

（２）みんなで地域づくりの支援

①コラボ四街道が活用しやすい制度であるよう、多様な主体のニーズを把握し、必要に応じて見直しを行います。

②別に定めるところにより、地域づくり活動の後援や共催を行います。

（３）みんなで地域づくりセンターの強化

①みんなで地域づくりセンターのホームページや相談業務の活性化、情報の発信・受信の充実などを図ります。

②多様な主体の情報交換や協働での新たな試みや既存の活動がより活発になるよう、交流のきっかけづくりを行い、必要に応じてネットワーク化を図ります。

（４）指針の検証と見直し

この指針は、今後、協働の実績を積み重ね、その効果や課題の整理、ノウハウの蓄積を検証し、社会情勢の変化などを踏まえ適切に見直しを行います。

附則

この指針は、平成 20 年９月 26 日から施行します。

附則

この指針は、令和９年　月　日から施行します。

四街道市みんなで地域づくり指針

改訂日：令和９年　月　日

四街道市　地域共創部　みんなで課
〒284-8555　四街道市鹿渡無番地
TEL：043-420-7525
FAX：043-424-8920
メール：yminnade@city.yotsukaido.chiba.jp